

## ① 計画策定の背景

## (1) 「岐阜市口腔保健条例」の公布、施行

本市では、「歯科\*口腔保健\*の推進に関する法律（平成23年8月10日公布）」に基づき、全ての市民の歯及び口腔\*の健康づくりの推進の基本理念等を定めた、「岐阜市口腔保健条例（以下「条例」という。）」を平成24年3月29日に公布、同年4月1日に施行し、本市の口腔保健の取組を進めてきました。

こうした中、平成29年に政府の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、「オーラルフレイル対策」や「生涯を通じた歯科健診の検討」等が新たに示されました。

さらに、国において、令和6年度から「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）（以下「基本的事項」という。）が施行され、「ライフステージに応じた歯科口腔保健の実施」や「災害時における口腔保健医療サービスの提供の確保」等の新たな方針が示されています。

岐阜県では、「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」（平成22年4月1日施行、令和元年7月1日改正）に基づき、令和6年度に「第4期 岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」（以下「県計画」という。）が施行されました。

このような口腔保健を取り巻く状況の進展を踏まえ、本市においても、施行から12年経過した条例を令和6年3月31日に一部改正し、同年4月1日に施行しました。

## (2) 「ぎふ市民歯・口腔の健康づくり計画」の策定

改正後の条例では、基本的事項、県計画との整合を図り、口腔保健を取り巻く状況に合わせた歯・口腔の健康づくり\*に関する基本的施策を総合的に推進するための計画を策定することとしています。

本計画では、乳幼児期から高齢期までのライフステージに加え、妊産婦、障がい者（児）、介護を必要とする者等が歯・口腔の健康づくりについて理解を深め、市民自らが歯・口腔の健康づくりに取り組む社会を目指しています。

また、生活習慣の改善や日常生活における歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関する周知啓発や歯科保健医療の充実、災害時における口腔保健活動の提供確保に取り組めます。

## ●用語説明

※**歯科**……………歯や口腔内の健康を診断・治療する医学の分野。

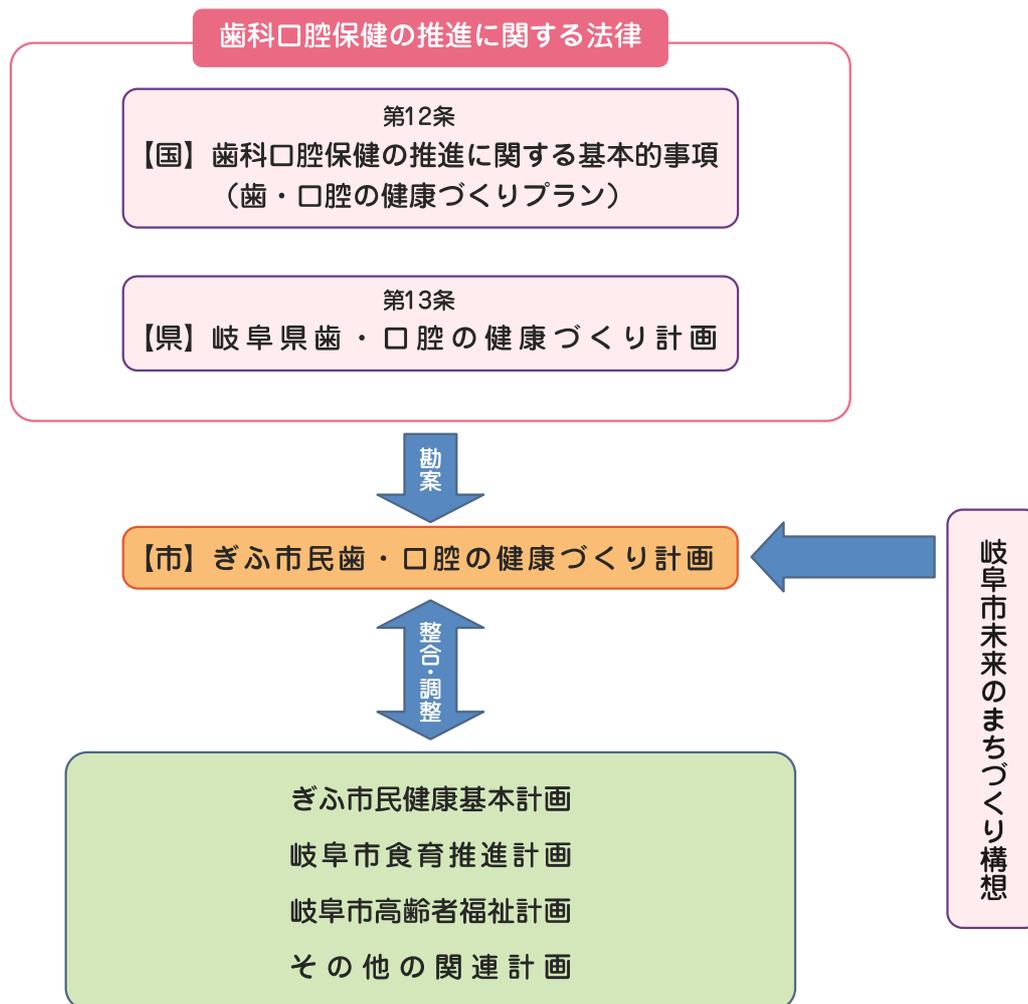
※**口腔保健**……………生活の質の向上や全身の健康の維持を目指し、口腔を健康な状態に保つこと。

※**口腔**……………口唇からのど（咽頭）までの空間のこと。嚙む、飲み込むまでの一連の動作を行う。

※**歯・口腔の健康づくり**……………口腔保健を推進していくための取組として、歯及び歯周組織を含んだ口腔の健全な機能の維持及び向上に努めること。

## ② 計画の位置付け

本計画は、基本的事項及び県計画、その他の本計画の施策実施において関連する各計画との整合性を図りながら、本市の歯・口腔の健康づくり計画として策定します。



### ③ SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (持続可能な開発目標) とは、2015 年の国連サミットにおいて採択された持続可能でよりよい世界を実現するための 17 の国際社会共通の目標です。

その理念である、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、17 の目標を達成するために、私たち一人ひとりが身の回りの社会問題や環境問題などの様々な課題を「自分ごと」としてとらえ、積極的に行動することが大切です。加えて、本市では、岐阜市オリジナルSDGs ロゴマークを作成し、市民の皆さんや、地域団体、学校、企業など、たくさんのパートナーと協力して、SDGs の達成に向けた取組を進めていきます。

ぎふ市民歯・口腔の健康づくり計画の推進に向けて関連する以下の目標について、取組を推進していきます。

- ・ **目標 3** すべての人に健康と福祉を
- ・ **目標 4** 質の高い教育をみんなに
- ・ **目標 10** 人や国の不平等をなくそう
- ・ **目標 11** 住み続けられるまちづくりを
- ・ **目標 17** パートナーシップで目標を達成しよう

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 岐阜市  
未来都市

岐阜市オリジナルSDGsロゴマーク

